

令和6年度 第2回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：令和7年2月4日（火）

午前10時00分～午前11時50分

場 所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

議 題

【審議案件】

議第 491 号 南部大阪都市計画区域区分の変更

議第 492 号 大阪都市計画河川の変更

議第 493 号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）

議第 494 号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置（和泉市）

【報告案件】

都市計画区域マスタープランの改定について

令和6年度第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏 名	職 名	出欠	備 考
1	学 識 経 験 の あ る の 者	内 田 敬	大阪公立大学大学院教授	出	会長
2		松 島 格 也	京都大学特定教授	出	
3		小 川 亮	大阪公立大学大学院教授	出	
4		越 山 健 治	関西大学教授	出	
5		清 水 陽 子	関西学院大学教授	出	
6		下 村 泰 彦	大阪公立大学名誉教授	出	
7		藤 田 香	近畿大学教授	欠	
8		水 谷 聡	大阪公立大学大学院准教授	欠	
9		中 谷 清	一般社団法人大阪府農業会議会長	出	
10		板 東 嘉 子	大阪商工会議所女性会副会長	欠	
11		千 葉 輝 顕	弁護士	出	
12	関係行政機関 の職員	相 本 浩 志	近畿農政局長	出	代理:農村振興部農村計画課長 後藤幸雄
13		信 谷 和 重	近畿経済産業局長	欠	
14		長谷川 朋 弘	近畿地方整備局長	欠	
15		岩 城 宏 幸	近畿運輸局長	欠	
16		岩 下 剛	大阪府警察本部長	欠	
17	府 議 会 議 員	置 田 浩 之	府議会議員（維新）	出	
18		植 田 正 裕	府議会議員（維新）	欠	
19		山 本 真 吾	府議会議員（維新）	出	
20		泰 江 ま さ き	府議会議員（維新）	出	
21		広 野 瑞 穂	府議会議員（維新）	出	
22		吉 田 忠 則	府議会議員（公明）	出	
23		大 橋 章 夫	府議会議員（公明）	出	
24		中 井 も と き	府議会議員（自民）	出	
25	市町村の長を 代 表 す る 者	辻 宏 康	大阪府市長会会長	出	
26		田 代 堯	大阪府町村長会会長	欠	
27	市町村議会の 議 長 を 代 表 す る 者	関 戸 繁 樹	大阪府市議会議長会会長	出	
28		大 西 則 宏	大阪府町村議会議長会会長	出	
29	大 阪 市 長 及 び 大 阪 市 会 議 長	横 山 英 幸	大阪市長	出	代理:大阪市計画調整局長 山田 裕文
30		竹 下 隆	大阪市会議長	出	代理:大阪市会副議長 西 徳人

※ 委員30名中21名出席

令和6年度第2回大阪府都市計画審議会 幹事・臨時幹事名簿（大阪府）

番号	職 名	氏 名	出欠	備 考
1	大阪都市計画局長	尾 花 英 次 郎	欠	
2	大阪都市計画局 技監	上 溝 憲 郎	出	
3	大阪都市計画局 副理事	森 岡 清 高	欠	
4	大阪都市計画局 計画推進室長	西 江 誠	出	
5	大阪都市計画局 拠点開発室長	日 田 哲 也	欠	
6	大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課長	木 村 佳 英	出	
7	政策企画部 危機管理室長	西 俊 光	※	代理:幹事(臨時) 防災企画課長補佐 篠崎 篤
8	政策企画部 企画室長	野 村 晶 子	※	代理:幹事(臨時) 推進課長補佐 川上 泰資
9	総務部 市町村局 振興課長	藤 原 幹	欠	
10	府民文化部 府民文化総務課長	山 田 祐 美 世	欠	
11	福祉部 福祉総務課長	光 野 秀 樹	欠	
12	健康医療部 健康医療総務課長	山 崎 幸 雄	欠	
13	健康医療部 環境衛生課長	上 澤 行 成	欠	
14	商工労働部 商工労働総務課長	長 畑 敬 延	欠	
15	環境農林水産部 みどり推進室長	田 中 武 次	※	代理:幹事(臨時) 森づくり課参事 早川 昌宏
16	環境農林水産部 循環型社会推進室長	金 丸 忠 司	※	代理:幹事(臨時) 産業廃棄物指導課長 山田 繁
17	環境農林水産部 環境管理室長	中 島 秀 一	出	
18	環境農林水産部 農政室長	塩 屋 泰 一	※	代理:幹事(臨時) 整備課長 石田 芳則
19	都市整備部長	谷 口 友 英	欠	
20	都市整備部 事業調整室長	穴 戸 英 明	※	代理:幹事(臨時) 事業企画課長補佐 北浦 宏章
21	都市整備部 道路室長	山 野 光 昭	出	
22	都市整備部 交通戦略室長	松 本 次 朗	欠	
23	都市整備部 河川室長	小 池 重 一	出	
24	都市整備部 下水道室長	丸 毛 篤 也	※	代理:幹事(臨時) 事業課長補佐 松本 龍
25	都市整備部 公園課長	難 波 孝 行	※	代理:幹事(臨時) 事業課長補佐 北村 祐介
26	都市整備部 住宅建築局長	財 部 祐 介	出	
27	都市整備部 住宅建築局 居住企画課長	遠 藤 望	欠	
28	都市整備部 住宅建築局 建築指導室長	中 迫 悟 志	出	
29	都市整備部 住宅建築局 住宅経営室長	日 野 出 俊 夫	欠	
30	大阪港湾局 理事	坂 田 文 郎	※	代理:幹事(臨時) 計画課長 村田 隆彦
31	教育庁 教育総務企画課長	平 田 誠 和	※	代理:幹事(臨時) 総務企画課指導主事 田邊 史人
32	教育庁 施設財務課長	鳥 井 昭 宏	※	代理:幹事(臨時) 施設財務課長補佐 仲本 充徳
33	教育庁 文化財保護課長	道 上 正 俊	※	代理:幹事(臨時) 文化財保護課副主査 大澤 嶺
34	警察本部 交通規制課長	新 居 竜 也	※	代理:幹事(臨時) 交通規制課管理官 野崎 健二
35	都市整備部 住宅建築局 建築指導室 審査指導課長	生 駒 康 宏	出	幹事(臨時)

令和6年度 第2回大阪府都市計画審議会 臨時幹事名簿（市）

番号	職 名	氏 名	関連議案番号	出欠
1	河内長野市都市づくり部長	中橋 栄一	議第491号	出
2	河内長野市都市づくり部都市整備課長	藤田 晃正	議第491号	出
3	大阪市計画調整局計画部都市計画課長	細見 知彦	議第492号	出
4	泉大津市都市政策部次長	山崎 基央	議第493号	出
5	和泉市建築・開発指導室長	東 清隆	議第494号	出
6	和泉市建築・開発指導室建築指導担当課長	石田 雅士	議第494号	出

目 次

1	開会	1
2	議第491号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について	4
3	議第492号「大阪都市計画河川の変更」について	14
4	議第493号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について	21
5	議第494号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について	33
6	報告案件「都市計画区域マスタープランの改定」について	44
7	閉会	47

1 開 会

(午前10時00分 開会)

【司会】 お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます大阪府都市計画局計画推進室計画調整課の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、委員数30名のうち21名の委員に御出席をいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第五条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしていることから、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

では、本日、審議会に御出席いただいております委員の皆様の紹介をさせていただきます。

まず、学識経験者の委員の皆様をご紹介します。

内田委員でございます。

【内田 会長】 内田です。よろしくお願いします。

【司会】 松島委員でございます。

【松島 委員】 松島でございます。

【司会】 小川委員でございます。

【小川 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 越山委員でございます。

【越山 委員】 越山です。

【司会】 清水委員でございます。

【清水 委員】 清水です。よろしくお願いします。

【司会】 下村委員でございます。

【下村 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 よろしくお願い申し上げます。

【司会】 千葉委員でございます。

【千葉 委員】 よろしくお願いします。

【司会】 続きまして、大阪府議会議員の委員の皆様を御紹介いたします。

置田委員でございます。

【置田 委員】 置田です。よろしくお願いします。

【司会】 山本委員でございます。

【山本 委員】 山本でございます。よろしくお願いします。

【司会】 泰江委員でございます。

【泰江 委員】 泰江でございます。よろしくお願いします。

【司会】 広野委員でございます。

【広野 委員】 広野です。よろしくお願いいたします。

【司会】 吉田委員でございます。

【吉田 委員】 吉田でございます。よろしくお願いします。

【司会】 大橋委員でございます。

【大橋 委員】 大橋です。よろしくお願いします。

【司会】 中井委員でございます。

【中井 委員】 中井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 なお、配席表には植田委員の記載がございますが、少し遅れ

るようでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、関係行政機関の委員の皆様を御紹介いたします。

近畿農政局長代理の後藤委員でございます。

【後藤 委員】 後藤です。よろしくお願いいたします。

【司会】 なお、お配りした配席表には、近畿地方整備局長代理の大國委員の記載がございますが、急遽、御欠席との御連絡をいただいております。

次に、市長村長及び議会の議長を代表する委員の皆様を御紹介いたします。

大阪府市長会会長の辻委員でございます。

【辻 委員】 辻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 大阪府市議長会会長の関戸委員でございます。

【関戸 委員】 関戸です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 大阪府町村議長会会長の西委員でございます。

【大西 委員】 大西でございます。よろしくお願い申し上げます。

【司会】 大阪市長代理の山田委員でございます。

【山田 委員】 山田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪市会議長代理の西委員でございます。

【西 委員】 西でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 次に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧を御覧ください。

1 点目、配付資料一覧及び委員配席図。

2 点目、大阪府都市計画審議会条例及び規則。

3 点目、議題及び付議案件一覧。

4点目、委員名簿及び幹事名簿。

5点目、右上に資料1と書かれました令和6年度第2回大阪府都市計画審議会議案書。

6点目、同じく右上に資料2と書かれました令和6年度第2回大阪府都市計画審議会資料。

7点目、同じく右上に資料3と書かれました、報告案件で使用します都市計画区域マスタープランの改定についてとなっております。

以上、7点について、不足等ございませんでしょうか。

それでは審議に入らせていただきます。

以降の議事につきましては、大阪府都市計画審議会条例第五条第1項の規定により、会長が当審議会の議長となると定められておりますので、内田会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【内田 会長】 改めまして内田でございます。よろしくお願いいたします。

お手許の議題書に示されておりますように、本日、審議案件が4件、報告案件が1件となっております。

2 議第491号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

【内田 会長】 それでは、早速ですけれども、本日の審議案件1件目、議第491号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について、幹事より説明をお願いいたします。

【幹事 西江計画推進室長】 大阪都市計画局計画推進室長の西江でございます。

それでは、早速でございますが、議第491号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について御説明いたします。

資料1の議案書1ページから3ページ、資料2の1ページから3ページに記載しておりますが、前方のスクリーンを使って御説明をいたしますので、御覧ください。

区域区分は、都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために設定するもので、一般的に線引きと呼ばれております。

区域区分の変更は、一斉見直しと、随時編入の2種類があり、このうち、一斉見直しは、大阪府ではおおむね5年に一度、見直しを実施しており、直近では、令和2年10月に第8回の一斉見直しを実施し、7地区を市街化区域に編入いたしました。

随時編入は、一斉見直しと合わせて、今後5年以内に事業実施が見込まれる区域を保留区域として設定しており、このうち、計画的かつ良好な開発事業や土地利用の計画が明確になった時点で、都市計画の手続を進め、市街化区域に編入することとしております。

今回は、この保留区域に設定している河内長野市小山田西地区約22.9ヘクタールにおいて、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地の形成が確実になったことから、新たに市街化区域へ編入しようとするものでございます。

初めに、小山田西地区の位置を御説明いたします。

小山田西地区は、河内長野市域の北西部、都市計画道路大阪河内長野線の沿道に位置しており、本地区までの整備が行われることで、大阪外環状線と接続するなど、交通利便性に優れるエリアです。当地区及び周辺は、農地や山林が広がっており、市街化調整区域となっております。

次に、市街化区域への編入要件について御説明いたします。

市街化区域への編入要件は、平成30年2月策定の第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針に規定しており、要件を全て満たす場合に、市街化区域へ編入するものとしております。

主な五つの要件につきまして御説明させていただきます。

一つ目は、市町村都市計画マスタープラン等の上位計画に位置づけられている区域であること。

2点目、主要な幹線道路沿道の区域であること。

3点目、現行の市街化区域と連続していない場合は、飛び地としての市街化区域への編入の要件を満たしていることとし、本地区の場合は、20ヘクタール以上をめどとした一団の土地であって、人口減少、産業停滞等により活性化が特に必要な地域で、計画的な市街地整備が確実に行われる区域を要件としています。

4点目、土地区画整理事業や地区計画を定めることにより、計画的な土地利用や都市基盤施設の整備を誘導すること。

5点目、災害リスクが高い区域においては対策を講じることなどとなっております。

これらの要件に対して、本地区につきましては、1点目、本地区は河内長野市都市計画マスタープランに、河内長野市の活性化に寄与する産業・ものづくりの拠点として、産業系のまちづくりを行う新たな産業地（活力創造ゾーン）と位置づけられております。

2点目、本地区の土地利用について、幹線道路である大阪河内長野線の沿道の交通利便性を活用し、産業系の土地利用を計画しております。

3点目、本地区の面積は22.9ヘクタールとなります。また、河内長野市は、令和2年度の人口が5年間で5,000名以上減少しており、減

少数が南部大阪都市計画区域で堺市を除いて最大となっております。また、税収、事業所数も減少しており、活性化が特に必要な地域であると考えております。これらを踏まえ、河内長野市及び当地区では、まちづくりに向けて検討を進められており、計画的な市街地整備が行われる予定となっております。

4点目、河内長野市において、土地区画整理事業や地区計画を都市計画に定めることとしており、計画的な土地利用などが確実にとなっております。

5点目、当地区には、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域や、近隣の一級河川西除川の洪水浸水想定区域が含まれていますが、道路事業や土地区画整理事業の実施に合わせて切土・盛土を行い、想定される災害リスクの対策を講じる計画となっております。

以上、要件を全て満たしていることから、市街化区域へ編入しようとするものでございます。

次に、区域界について御説明いたします。

区域界は、原則として、道路、河川などの地形地物で定めることとしており、当地区におきましては、河川界、道路界、里道界・水路界のほか、山林などを境界とする場合は筆界により区域界を設定しております。

現況の土地利用については、区域の大部分を農地が占めており、編入区域の東側については山林となっております。

なお、市街化区域編入後の土地利用計画につきましては、本地区のまちづくりと併せて、大阪河内長野線及び市の都市計画道路である野作赤峰下里線が整備され、一部公園緑地になるほか、産業系の土地利用が計画されています。

これらを実現するため、区域区分の変更に関連して、河内長野市が決定する都市計画につきましては4件ございます。

一つ目は、用途地域として、編入区域全域に工業地域の指定を行います。

二つ目は、都市計画道路の変更になります。河内長野市決定の都市計画道路野作赤峰下里線について、現在、本地区の東部の大阪外環状線を起点とし、大阪河内長野線を終点としています。この道路を、編入区域南西部に位置する都市計画道路河内長野泉北線に接続するよう、延伸します。

なお、この道路は、まちづくりと併せて河内長野市により整備を進めていく予定となっております。

三つ目として、土地利用の方針に併せて建築物の立地制限等を規定する地区計画を編入区域全域について定めます。

四つ目として、編入範囲全域を対象として、道路や公園等の都市基盤を整備する土地区画整理事業の決定を行います。

なお、本地区では、地区の南東部で土砂災害のリスクが見込まれていますが、道路の整備や、土地区画整理事業での切土などにより、斜面の解消や傾斜の改良が行われることから、土砂災害への対策がなされる予定です。また、西除川による洪水被害として、河川沿いで3メートル程度の浸水が想定されていますが、事業に伴う盛土により、最大7メートル程度の地盤のかさ上げを行うことを計画しており、洪水への対策がなされる予定です。

これらの計画につきましては、令和7年1月27日に開催されました河内長野市都市計画審議会において承認されております。

最後に、これまでの経過について御説明いたします。

都市計画の案の作成に当たり、令和6年8月8日から2週間、公述人の募集を行いましたところ、公述の申出はございませんでした。その後、令和6年11月20日から2週間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。また、河内長野市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行うとともに、堺市へ法第87条

に基づく協議を行ったところ、両市とも意見なしとの回答をいただいております。

議案書及び議案書資料の御説明は以上でございます。何とぞ御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【内田 会長】 御説明ありがとうございました。

では、ただいま幹事からいただいた説明につきまして、御意見、御質問等をいただきたいと思います。委員の皆さん、いかがでございましょうか。

松島委員、お願いします。マイクをお願いします。

【松島 委員】 御説明ありがとうございました。

まず、本件につきましては、先ほど幹事の方御説明ありましたとおり、飛び地の編入に関する要件を満たした、飛び地だけじゃなくてごめんなさい、編入に関する要件を満たしてると思われるので、また、あと道路計画との連動もされてると思われますので、認めたらいいかなというふうに思います。

その一方で、飛び地に関する運用のところを、あまり安易に運用することは、例えば、既存のインフラとの接続の観点などから問題も出てくるかと思うんですけども、その観点から、例えば、これまでに府内でこういった飛び地で編入化された例がどれぐらいあるのかということを教えていただけますでしょうか。

【内田 会長】 本議案に直接関わるわけではないということですが、飛び地の編入の実情についてということですが、幹事いかがでしょうか。

【幹事 木村計画調整課長】 大阪都市計画局計画調整課長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

委員から御質問ありました、過去に飛び地での編入事例があるのかどうかという御質問なんですけれども、直近では、過去に岸和田市の稲葉町地区を飛び地として編入した事例がございます。本府では市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更につきまして、委員からもお示しにありましたとおり、一定の要件を満たしたものにつきましては、編入できるものとしております。よろしくお願いいたします。

【内田 会長】 松島委員、いかがでしょうか。

【松島 委員】 ありがとうございます。恐らくそれほど数がないということだと思いますので、そういう意味では、要件を満たすものを割と厳格に守っていただいていて、今回についても強い要件があるということが認められるんじゃないかというふうに判断しましたので、それで結構だと思います。ありがとうございました。

【内田 会長】 ほかの委員の方はいかがでしょうか。

まず、清水委員、お願いいたします。

【清水 委員】 御説明ありがとうございました。清水です。今の御指摘にも少し関連するんですけれども、今回、この飛び地ということで道路整備というところが非常にここのまちづくりには重要になってくるかなというふうに理解をいたしました。その点につきまして、道路整備のスケジュールであったりですとか、ここのまちづくりを進める工程との兼ね合い、その辺りについて少し教えていただけないでしょうか。

【内田 会長】 私も先ほどスライドを拝見してて、道路の線が途中までは太い線で、途中からちょっと違う表現になってたのが気になっておりました。工程予定について、幹事から回答をお願いいたします。

【幹事 木村計画調整課長】 委員の御質問の道路の整備計画、スケジュールにつきましてですけれども、地区の東側を走っております都市計画

道路大阪河内長野線につきましては、都市計画道路野作赤峰下里線から、市道貴望ヶ丘小山田線までの約1キロの整備につきまして、令和5年度に大阪府建設事業評価審議会を経て、事業実施を決定したところであります。今後、土地区画整理事業組合が設立されたことをもって、この大阪河内長野線の事業に着手することとしております。

また、市道、都市計画道路の野作赤峰下里線につきましても、まちづくりの状況に合わせて、区画整理事業と併せて整備を進めることとしておりますので、事業につきましては、まちづくりと併せて実施することとしております。おおむねまちづくりにつきましては、令和12年度の完成をめざして取り組んでいるところというふうにお聞きしております。

以上でございます。

【内田 会長】 清水委員、いかがでしょうか。

【清水 委員】 ありがとうございます。道路整備はなかなか土地の収用であったり時間がかかるものかなというふうに理解をしておりますので、今回こういって市街化区域に編入されたまちがしっかりと運用されるためには、恐らく道路整備というのは非常に重要な要素になるかと思うので、着実に進めていただけたらなと思っております。ありがとうございます。

【内田 会長】 先ほど、辻委員が挙手されておりました。

【辻 委員】 御説明をお伺いしましたら工業団地のようなものを計画されてると思うんですけども、先ほど災害対策に関しましては、切土とか盛土で対応していくということなんですけども、やはり下水、水の処理をどうしていくのかという、特に雨水対策、その辺の下水道計画とかどうなってるのか教えていただけますでしょうか。

【内田 会長】 幹事、いかがでしょうか。

【幹事 木村計画調整課長】 委員御質問のインフラ整備の状況につきましてですけれども、本エリア、飛び地となっておりますけれども、上下水道とも編入区域の隣接部分まで既に敷設されておまして、編入区域の中につきましては、まちづくりに合わせて整備を進めていく予定というふうに聞いております。どうぞよろしくお願いいたします。

【辻 委員】 そうしましたら、今後、計画を策定していくということによろしいですね。

【内田 会長】 直接の所管の方が本日はいないということでしょうか。

【幹事 木村計画調整課長】 お答えします。

下水道につきましては、都市計画決定を予定しておまして、まちづくりに併せて着実に進める協議が調っておりますので、よろしくお願いいたします。

【内田 会長】 辻委員、よろしいですかね。

下村委員、よろしくお願いいたします。

【下村 委員】 2点質問ございます。

1点は、今お話があったリスクマネジメントについてのお話で、20ヘクタールの面開発で、しかも水田だったということであれば、水をためておく機能があったわけで、盛土による造成が中心となるような土地利用だと思います。そうすると、隣接の西除川についてですが、以前河川整備計画をお手伝いさせていただいた河川であり、計画が完了しているかと思います。河川の流量が据えたときに調整池を設けながら進めていくべきではないかと危惧しておりました。その辺りの対策というのは、面開発するよりは、先に河川整備をやって、調整池と河川整備をやってから面開発するというのが一般的な順序だと思うんですが、その辺り大丈夫かなというのが1点でございます。

もう1点は、非常に広い公園緑地設けられておられて、これは都市公園として位置づけられるのか、全体の20ヘクタールのどれぐらいの面積が公園緑地に計画されているのか、その二つ教えてください。よろしくお願いいたします。

【内田 会長】 2点ですが、幹事、お願いいたします。

【幹事 木村計画調整課長】 委員御質問の浸水対策につきましては、今回、計画しております公園緑地の部分に、このエリアの流出抑制施設として必要となる規模の調節池を設ける予定となっております。必要な対策を講じてまいる予定としております

次に、こちらの公園につきましてですけれども、市管理の公園として管理していく予定となっております、先ほど申しました調節池をこちらのほうにオープンの形で設ける形となっております、適切に市のほうで緑地のほうも管理してまいる予定と聞いております。よろしくお願いいたします。

【内田 会長】 下村委員、いかがですか。よろしいですか。

【下村 委員】 はい。

【内田 会長】 ほかの委員の方、いかがでございましょうか。

厳格に運用されていて、リスク等についても配慮がなされているというような御説明、その内容は確認取れたということかと思います。よろしいでしょうかね。

それでは、採決に移りたいと思います。

議第491号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【内田 会長】 ありがとうございます。御異議がないようですので、

原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

3 議第492号「大阪都市計画河川の変更」について

【内田 会長】 それでは、本日の審議案件2件目でございますけれども、議第492号「大阪都市計画河川の変更」について、幹事より説明をお願いいたします。

【幹事 西江計画推進室長】 それでは、続きまして、議第492号「大阪都市計画河川の変更」について御説明いたします。

資料1、議案書の4ページから6ページ、資料2の4ページから6ページに記載しておりますが、前のスクリーンにて御説明をいたします。

案の説明に先立ちまして、寝屋川流域の総合治水対策について御説明いたします。

流域とは、降った雨がその河川に流れ込む地域を指します。淀川、大和川、上町台地及び生駒山地によって囲まれた地域に降った雨は、第二寝屋川、平野川などの各河川に集まり、最終的に寝屋川に合流することから、この地域は、寝屋川流域と呼ばれています。

流域は、大阪市東部を含む12市にまたがっており、面積は大阪府の約7分の1に当たる267.6平方キロメートルで、流域の人口は大阪府の約3分の1を占める状況であります。

この寝屋川流域は、水はけが非常に悪いという地形的特徴を持っております。右側にお示ししております地図のうち、生駒山地沿いの緑色の地域は、雨水が自然に川に流れ込む外水域ですが、これを除いた流域面積の約4分の3が、地盤が淀川や大和川より低く、雨水排水をポンプ施設などに頼らなければいけない内水域となっております。

また、河川によって集められた雨水の出口は、大阪城の脇にある京橋口の1か所にしかなく、全ての川の水がここに集中します。

このような地形的特徴から、過去に幾度となく大規模な浸水被害が発生しております。

そこで、寝屋川流域では、昭和63年から総合治水対策を進めております。総合治水対策とは、水害に対して安全なまちづくりを行うため、河川管理者、下水道管理者が一体となって、治水施設の整備を進めるとともに、市街化の進展により低下した流域における保水・遊水機能を人工的に取り戻そうという考え方に基づく治水対策でありまして、ハード面及びソフト面での対策を実施しております。

ハード面の対策として、流域内で降った雨水を流域外へ放流することができる、北部と南部、2本の地下放水路の整備、また、雨水を安全確実に流すための河川改修、その他、大雨のときなど、一時的に貯水するための遊水地や、流域調整池等の整備などの対策を行っております。

また、ソフト面の対策として、保水・遊水機能の保全や、水防災に対する地域住民への啓発活動などを実施しています。

具体的な整備などにつきましては、河川整備計画に基づいて進めておりまして、計画の当面の治水目標としては、10年に一度程度の確率規模の時間雨量50ミリ程度の降雨に対しての床下浸水及び30年に一度程度の確率規模の時間雨量65ミリ程度の降雨に対して、床上浸水を防ぐこととしております。

対策の一つとして進められております寝屋川南部地下放水路は、大阪市西成区南津守2丁目から東大阪市若江北町まで寝屋川流域の南部を東西に通る位置に地下トンネルを設け、河川や下水道から雨水を取り込んで、最終的に西端の木津川に排水するという施設です。大阪市阿倍野区付近より

東側につきましては、既に整備済みであり、暫定的に貯留施設として運用を行っております。

今回変更する都市計画河川第2号寝屋川南部地下放水路につきましては、寝屋川南部地下放水路全体のうち、大阪都市計画区域内の区間で、大阪市西成区南津守二丁目から、大阪市と八尾市の境界である大阪市平野区加美東六丁目までの延長約9キロメートルの地下放水路として、平成2年度に都市計画決定しております。

このうち未整備区間につきましては、河川整備計画の目標年次である令和26年度の完成に向けて詳細な検討を進めてきたところ、より安全に地下放水路を機能させるためには、ポンプ場の規模等の変更が必要となったため、赤色でお示ししておりますとおり、下流部における西成区内の木津川沿いにおいて、ポンプ場、排水路及び吐口を変更するものであります。

今回の変更内容ですが、3点ございます。

まず1点目です。都市計画決定後に改正されたポンプ設備に関する技術基準などにより再検討いたしましたところ、ポンプ場施設等の規模の変更に伴い、現計画のポンプ場位置では施設が収まらなくなったため、早期整備に向けた事業実現性も考慮し、位置及び面積を変更するものであります。面積につきましては、現在の約1万5,700平方メートルから約2万9,800平方メートルに変更いたします。

こちらの図は、ポンプ場の主要構造物の配置計画図であります。今回の変更により、ポンプ室、ポンプの運転を停止した際に生じる水位変動を低減する役割の調圧水槽及び吐出水槽を直線的に配置することが可能となり、排水の流れとしても、より望ましい形状となります。

2点目は、ポンプ場の位置の変更に伴い、地下放水路の起点、線形及び延長の変更を行うものです。延長につきましては、約8,990メートル

から約9, 120メートルに変更するものであります。

3点目は、先ほど御説明したとおり、ポンプ場の位置が木津川に面して変更されることに伴い、ポンプ場内に吐口を整備することから、排水路及び吐口を廃止するものであります。

この案件につきまして、令和6年6月18日に地元説明会を行い、令和6年6月25日から2週間、公述人の募集を行いましたが、公述の申出はございませんでした。また、令和6年10月31日から2週間、都市計画法第17条に基づき、案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、関係者への意見照会につきましては、大阪市へ都市計画法第18条に基づく意見照会及び同法第87条に基づく協議を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

御説明は以上でございます。何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。

【内田 会長】 御説明ありがとうございました。

では、ただいまの幹事からの説明につきまして、御意見、御質問をいただければと思いますが。

千葉委員。お願いいたします。

【千葉 委員】 計画変更の必要性について御説明ありがとうございます。スライド13番の関係で気になった点として、現在の計画におけるポンプ場予定地に関して、二つほど質問させていただきたく思います。

1点目なのですが、計画変更後土地利用の制限というものは残るのかというところと、2点目、計画変更による現在のポンプ場予定地についての今後の土地利用の影響について御説明いただけますでしょうか。

【内田 会長】 幹事、よろしくお願いいたします。

【幹事 木村計画調整課長】 現在、都市計画変更を行う前のポンプ場の区域、黄色で示している区域になるんですけれども、こちらのほうは現在、民間が所有されている土地と大阪市が所有されてる土地がございます。民間が所有されている土地の一部につきましては、変更後なんですけれども、新たに赤色で示した場所にポンプ場を設けるんですけれども、こちらのポンプ場までの管路として、引き続き都市計画施設となる区域が残ることになります。こちらの区域につきましては、土地利用にあたって制限が残ることになりまして、こちらにつきましては、区分地上権を設定させていただくことを予定しております。この管路以外の区域につきましては、都市計画法第53条の建築に関する制限は、解除されることとなります。

御説明は以上でございます。

【千葉 委員】 ありがとうございます。分かりました。

【内田 会長】 よろしいですか。

ほかの委員の方、いかがでございましょうか。

ございませんか。

では私から、念のためということで二つほど伺いたいと思いますが、新規にポンプ場の予定地として使われるところは、現状の土地利用、権利関係はどうなっているのかというのが一つです。

それから、もう一点は、ポンプ場、ポンプ施設を大きくしなければいけないというのは、技術基準が変わったからということでございましたけれども、具体的にどのように変わったのか。上流側の地下河川に関しては変わらないわけで、末端のポンプ施設だけどう変えなければいけなかったのか、短時間に大量に上げなければいけないというようなことかなとは思いますが、具体的にお教えいただければと思います。

以上、二つお願いします。

【幹事 木村計画調整課長】 まず、1点目の御質問の、今後新たにポンプ場を設けようとしてますエリアの現在の土地利用の状況なんですけれども、新たに設けようとしているところにつきましては、現在、大阪府のほうで防潮堤工事等の工事の作業ヤードでありますとか、残土置場として活用していたところでございます。

次に、ポンプ場の面積、新たにポンプ場の面積がなぜ大きくなったのかということなんですけれども、ポンプの設備技術基準が改定されまして、ポンプの緊急停止時に水位変動がされるということが想定されますので、そういったことを考慮して設計することが位置づけられたので、現在の地下放水路の規模で水理解析の手法が当時は確立されておりましたので、新たに技術委員会等を設置しまして検討を進めてまいったところです。そういった検討の結果、調圧水槽でありますとか、吐出口の水槽を構造物として検討を進めてきた結果、今回、お示ししたような形で大きな規模での施設が必要となったものでございます。

説明は以上でございます。

【内田 会長】 ありがとうございます。2点目については、単純にポンプのサイズだけではなくて、その他必要な構造物などでトータルの面積がかなり必要になったということで理解いたしました。

ほかの方、いかがでございましょうか。

もう御質問等はよろしいでしょうかね。

下村委員、お願いいたします。

【下村 委員】 都計審でのマターではないというのは重々分かってるつもりなんです、気になりますのが、今回この地下の管の径というのは変わらず、ポンプ場の収容量を増やすという、そういう理解ですかね。65ミリの雨水対策で、内水氾濫を起こす要因としては、降ってくる雨と、

河川整備計画が重要なわけですが、一方で、下水道普及率がかなり影響してくるというところもあるかと思います。ですので、各市町村さんの下水道普及率がそれほどあまり期待できない状態の中で河川で処理していくという、そういう容量を含んでる計画であるというそんな理解でよろしいんですかね。普及率が上がると、ポンプ場規模をアップしなくても、想定される数学で出されていると思うので、その処理数は要とは思いますが、総合的に考えていく都市計画としては、どんなふうに考えていくのかというところが少し気になりましたので、ざくっとした質問で恐縮ですが、御質問させていただいた次第です。

以上です。

【内田 会長】 都市計画施設としての地下河川とか、主に内水の、雨水の処理の考え方について、今回のプランというのがどれだけ必要性があるんだろうかと。ほかのことについても検討されてるのかとかいうような御質疑ですかね。

【下村 委員】 先生がおっしゃるとおりで、全部河川で引き受けてるというのはよく分かるんですが、いろんな、今後20年たったときには大分変わってくる可能性があるのではないかなという気がいたしましたので、質問させていただきました。

【内田 会長】 幹事、お願いいたします。

【幹事 木村計画調整課長】 まず、寝屋川流域の治水計画につきましては、令和26年を目標といたしまして、先ほど説明の中でもお示ししましたけれども、10年に一度の確率での降雨への床下浸水を防ぐということと、30年に一度の確率での雨水規模に対して床上浸水を防ぐこととして目標として進めてきております。

現在、南部地下河川のほうで受け持つ部分としましては、こちらに示し

ております北部地下河川と合わせて、また、なにわ放水路と合わせて、一時間当たり500立米の放水を計画しているところでございます。

今回、この流域につきましては、画面上に示してるような形で、あらゆる対策を講じながら、浸水対策に対して対応していくこととしておりまして、河川整備だけでは追いつかない部分につきましては、流域対策として、貯留施設でありますとか、浸透施設、あと、開発の際に調節池を設けていただくなど、そういったことで進めてまいることとしております。よろしくをお願いいたします。

【内田 会長】 下村委員、いかがですか。

【下村 委員】 結構です。恐らくしっかりと多方面から御検討された結果だとは思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【内田 会長】 この洪水対策トータルの話として、また別の組織できちんと議論されていることだと思ひますので、多面的な検討の中で、やはりこれだけの規模が必要だという位置づけを御説明いただいて、理解はできたというようなまとめでよろしいでしょうかね。

ほかの委員の方、いかがでございましょうか。

それでは、質問、質疑尽くしたようですので、採決に入りたいと思ひます。

議題492号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【内田 会長】 ありがとうございます。御異議がないようですので、原案どおり可決します。

4 議第493号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について

【内田 会長】 では、次に、本日の審議案件3件目でございますけれども、議第493号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について、幹事より説明をお願いいたします。

【幹事 生駒審査指導課長】 大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長の生駒と申します。よろしくお願いいたします。

議第493号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）」について説明いたします。

議案書の7ページから9ページ、審議会資料の7ページから9ページでございます。

御審議いただきます案件は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、特定行政庁である大阪府が産業廃棄物処理施設の建築許可を行うに当たり、本審議会に付議するものでございます。

初めに、建築基準法第51条の概要について御説明いたします。

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場、その他政令で定める処理施設などを建築する場合には、周辺の環境に与える影響が大きいことから、原則として、都市計画においてその敷地の位置が決定されている必要があります。

しかしながら、同条のただし書の中で、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、建築が可能となります。

産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、建築基準法第51条の許可と併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を取る必要があります、同時に手続を進めています。

建築基準法第51条の許可に当たっては、市町村マスタープランなどの

上位計画への適合状況、搬出入経路の状況、用途地域等との整合、災害リスクへの配慮などといった都市計画的見地から、検討の上、御審議いただき、許可を行います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可に当たっては、技術基準への適合、周辺地域の生活環境の保全及び周辺施設への配慮、事業者の能力などといった基準に基づき審査が行われ、知事が許可を行います。

今回付議いたします案件は、民間事業者が産業廃棄物の破碎処理施設を新設するものです。

本件施設は、廃プラスチック類、木くずや瓦礫類など8品目の産業廃棄物の中間処理施設で、設置する破碎機の1日の処理能力が、廃プラスチック類は575トン、木くずは1,307トン、瓦礫類は2,060トンとなり、建築基準法第51条の許可を要するものとなります。

処理工程としましては、外部の中間処理施設で粗く破碎・選別処理された廃プラスチック類を受け入れ、本件施設において、細かく破碎の上、熱エネルギーに適した廃プラスチック類を選別し、セメント工場で熱エネルギー減として使用します。

なお、破碎機の処理能力の考え方ですが、本件施設では、廃プラスチック類の処理を主として行うため、その他の産業廃棄物である木くずや瓦礫類の処理は、廃プラスチック類の処理と同時に行うことはできません。

本件の敷地は、泉大津市の北部にあります埋立地内にあり、泉大津市臨海町一丁目46番に位置します。本件敷地の位置、は赤斜線の部分です。用途地域は、水色の工業専用地域に指定されています。当敷地の南東約0.8キロメートルのところに、緑色の第1種中高層住居専用地域があります。また、本件敷地は、黒点線で囲まれている臨港地区内に位置し、分区としては、工業港区に指定されています。工業港区では、工場や工業用施設を

設置することを目的としており、51条の許可があれば、産業廃棄物処理施設の立地は可能となっています。

本件敷地の北側は海、西側及び東側には資材置場などが立地しており、南側は工場施設や運輸倉庫が立地しています。敷地周辺には病院や学校などの公共施設や住宅はありません。

写真①は、本件敷地の前面道路を東側から撮影した写真です。写真②は、本件敷地を南側の前面道路から撮影した写真です。赤線で示す部分が敷地境界となります。図中の赤線で囲っている部分が本件敷地となります。南側の前面道路は市道臨海2号線で、幅員は約16メートルです。本件敷地の面積は1万750.14平方メートルです。破砕施設棟と事務所棟を建築し、建築面積の合計は約4,100平方メートルで、延べ面積の合計は約4,560平方メートルとする計画です。

敷地内の車両の動線は、敷地南西にある入り口から敷地南東にある出口までのルートが一方通行になるように計画されています。

破砕施設等の床レベルは、津波・高潮の浸水想定より高くなるよう計画されております。また、破砕施設棟や破砕機には、くい基礎を設置し、液状化や地震動により沈下や破損しない構造としています。

廃プラスチック類の搬出入経路は、市道臨海2号線から市道臨海1号線を経て、片側3車線、幅員55メートルの大阪臨海線へ向かうルートとしています。

搬入時間は、8時から18時の10時間で、搬出時間は、8時から24時の16時間となっています。

車両台数は、搬入は1日38台で、1時間当たり4台程度、搬出は1日18台で、1時間当たり1台程度となっており、合計は1日当たり最大で56台程度、1時間当たり最大で5台程度の計画です。

続きまして、事業者から、建築基準法第51条の許可申請と並行して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく施設の設置許可申請がなされており、その中で、生活環境影響調査が事業者により実施されておりますので、その内容について御説明いたします。

対象とする調査項目は、施設の稼働による大気質、騒音、振動及び交通量です。

なお、悪臭については、悪臭を発生するものを扱わないこと。水質については、破碎施設から排水が発生しないことから、調査の対象となっておりません。

粉じんの発生源となる破碎機は、赤塗りで示している破碎施設棟内に設置します。また、集じん装置を設置するとともに、敷地内を全面アスファルト舗装とする計画となっています。

受け入れる廃プラスチック類の原料の保管については、少量となりますが、ばらばらの状態の原料ばらと呼ばれるものは建屋内に保管し、飛散や流出防止の措置を行います。屋外に保管するのは、6面をラップにて圧縮梱包した原料ボールと呼ばれるもののみにします。

施設の稼働による大気質については、前面道路側の赤丸で示す1地点で測定を行いました。大気質の調査結果は、参考とする浮遊粒子状物質の環境基準を下回ります。

事業実施に際しては、先ほども説明いたしましたように、破碎機は全て建屋内に収納し、また、破碎施設には集じん装置を設置するなど、適切な維持管理を行うことにより、周辺への影響を回避、低減するとしています。

以上のことにより、周辺の環境への影響は軽微とされています。

次に、施設の稼働による騒音と振動については、敷地境界線上の赤丸で示す4地点で測定を行いました。施設の稼働による騒音、振動は、ともに

規制基準値以下であります。

また、事業実施に際しては、破砕機は全て建屋内に収納し、建物とは別に破砕機の基礎にはくい基礎を設置するなどにより、周辺への影響を回避、低減するとしています。

以上のことにより、周辺の環境への影響は軽微とされています。

なお、本件敷地は工業専用地域内にあるため、騒音・振動規制法の指定地域外ではありますが、騒音、振動を発生する機器の設置を計画していることから、周辺の環境への影響を調査したものでございます。

次に、施設の稼働による交通量については、大阪臨海線と臨海1号線が交差する赤丸で示す地点で測定を行いました。運搬車両の走行に伴う交差点需要率の予測結果は、渋滞が発生する目安を下回ります。

また、事業実施に際しては、中間処理業者で圧縮梱包された原料を大型車両で運搬するため、輸送台数が少なくなること、また、時間別搬出入計画を遵守し、特に朝のラッシュ時に計画以上の台数を走行させないことにより、周辺への影響を回避、低減するとしています。

以上のことにより、周辺の環境への影響は軽微とされています。

なお、本件敷地への搬出入車両台数は、最大で1日56台であり、主要な搬出入道路（大阪臨海線）の交通量に比べて非常に小さいことから、車両の走行による大気質や騒音、振動の影響はほとんどないと考えられます。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づく産業廃棄物処理業の許可申請の事前手続として、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、事業者が近隣の事業者などを対象に説明会を開催しました。

説明会では、近隣路上駐車対策について質問がありましたが、当該事業予定者が、計画的な搬出入の実施や、本件敷地内にトラックの待機場所を設けるなどの対策により、路上駐車を生じさせない旨を回答し、御納得い

いただいています。また、令和6年8月9日から9月9日までの期間、事業計画書の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

以上を整理いたしますと、特定行政庁といたしましては、上位計画への適合状況としましては、泉大津市都市計画マスタープランにおいて、臨海部において良好な産業地区の形成に努めるとされていること。搬出入経路の状況については、住宅系の用途地域からは一定距離が離れており、周辺に住宅等は立地していないこと。用途地域等との整合については、工業専用地域に指定されており、周辺についても、工業系土地利用が図られていること、また、臨港地区の工業港区に指定され、工場や工業用施設を設置させることを目的としていること。生活環境影響調査の結果からも、周辺の環境への影響が少ないこと。災害リスクの配慮については、破碎施設等の床レベルを津波・高潮の浸水想定より高く計画していること。建屋及び破碎設備にはくい基礎を設置し、液状化や地震動により沈下や破損しないくいの使用や構造を選定していることなどから、立地に支障がないと判断しております。

議案の説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【内田 会長】 ありがとうございました。

では、ただいまの幹事からの御説明につきまして、委員の皆さんから、御意見、御質問いただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

越山委員、お願いします。

【越山 委員】 説明ありがとうございました。災害リスクのところだけちょっと具体的な数字を教えてくださいまして、津波と高潮の想定と実際の床の高さの設定がどうなってるかだけ教えてください。

【内田 会長】 幹事、お願いいたします。

【幹事 生駒審査指導課長】 お答えいたします。

津波のほうは、南海トラフの地震を想定しておりまして、ここのジャストの地点の津波の高さはないんですけども、周辺のところから、OPでプラス4.75メートルぐらいの位置になるんじゃないかなというふうに想定されております。

今回の床レベルというのは4.9メートルで設定しております。高潮のほうは4.8メートルぐらいの高さになるんじゃないかなと想定されておりまして、4.9メートルということになっております。

以上でございます。

【越山 委員】 ありがとうございます。ぎりぎりということですよ。ここって南海トラフの地震の津波想定をしてみたら、揺れってどれくらいで想定されてるんでしたっけ。

【内田 会長】 想定地震動、分かりますか。ちょっと時間かかりますね。後ほどまた答えてもらいたいと思います。

ここの敷地の形状、当然、防潮堤が囲んでいて、その防潮堤と地盤高、どんな形になるのでしょうか。

【幹事 生駒審査指導課長】 お答えいたします。

防潮堤の高さは4.3メートルということで、そこから60センチ高く上げていくというふうになっております。

【内田 会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでございましょうか。

広野委員、お願いいたします。

【広野 委員】 御説明ありがとうございます。いろいろ御説明伺った中で一つ気になったのは、まず、これ廃プラスチックを粉碎する施設を導入するに当たって、これだけ海洋プラスチックの問題が取り上げられている中で、そこに対する対策はどの程度しっかりなされているのかと

いうところ。それから、設備稼働後の廃プラスチックの飛散状況とかをどの程度の頻度でチェックしに行かれるのか。その辺りをちょっと御説明いただけますでしょうか。

【内田 会長】 いかがでしょうか。

あちらも挙手されてましたけど、よりふさわしい方がお答えいただければ。

【幹事 山田産業廃棄物指導課長】 産業廃棄物指導課長の山田です。

プラスチックの対策については、セメントの燃焼に使うために燃料として使うので、海洋とかそういうところに放出するのを防ぐために、ここでリサイクルできるものとしております。

実際にここの施設から、建屋内で保管するということで、破碎したときも、粉じん対策として建屋内で対応するんですけども、実際に確認というのは、産廃課では、こういう許可施設については年1回基本的に行きますが、周りの苦情とかいろんな話がありますので、そういう苦情を受けたらもう即行くと。もちろん確認に行ったときに何か異常があるんでしたら頻度を上げていくとか、そういう対応をさせてもらっているところです。

以上です。

【広野 委員】 ありがとうございます。年1回というのは定期的なチェックだと思うんですけども、海沿いにわざわざ設けるわけですから、ちょっとそこは何か違うことを考えてもいいのかなというふうに少し思っていますので、その辺りはちょっと御検討いただければなと思います。

【内田 会長】 広野委員、いかがですか。やはりここはちょっと不適切であろうというような御意見ですか。

【広野 委員】 大阪府って令和8年度に豊かな海づくり大会というのを誘致してまして、要はこの辺は大阪でも生粋の漁場なんですよね。その

ことがあるのが前提にありながら、わざわざ海沿いに誘致する理由というのが何か特別なものがあつたのかなという、その杞憂だけです。

以上です。

【内田 会長】 今回の建築を認めるかどうかということに関しては、いかがですか。一旦踏みとどまったほうがいいという御意見でしょうか。

【広野 委員】 踏みとどまるところまではないとは思いますが、建てることに對して異論は特にはないんです。ただ、行政の大きな課題だと思うのが、許可したものに対しての後のチェックというのが非常に緩いので、特に山間部とかに設けるのとはちょっと事情が違うわけですから、同じルールでやるという考え方ではなくて、その場所と状況に応じたチェックの仕方というのは設ける必要があると思ってます。今、説明を聞いても同じルールで定期的にということでしかなかったもので、そこは議会も含めてちょっとしっかりやっていけたらなと思っています。

【内田 会長】 つまりは、造るのはもろもろの事情があるということによしとして、事前の対策については、先ほど説明があつたように、それなりになされているけれども、それがずっときっちり守られるかどうかという事後のチェックについては、さらなる検討とか、議会でもチェックをされると、その必要性を御指摘いただいたということによろしいですかね。ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでございましょうか。

下村委員、お願いします。

【下村 委員】 本件に関しまして、特定行政庁の御判断に異存はございません。建てるのを反対してるわけではございません。今後に向けてのお話なんですが、大阪府、ウォーターフロントから500メートルは景観計画区域に指定されていて、景観配慮しなければならないという地域に位

置づけられております。

それと、もう1点は、工場立地法に基づく緑化率なんですが、ここは20%なんですかね。その辺りは十分満足されてて、工業専用地域であれど、さらに敷地の一番端なので、視認しにくい、見えにくいところでもあるというのは重々分かってるんですが、この景観絡みの話と、緑地面積の確保、ここは緩衝緑地帯としての緑地帯というところまではいかない内部施設かとは思いますが、その辺りを今後の進め方や緑化率について、少し教えていただけるとありがたいです。

以上です。

【内田 会長】 いかがでしょうか。お願いします。

【幹事 生駒審査指導課長】 お答えいたします。

最初に、工場立地法に基づく緑地のほうですけども、一応12%を確保しておりまして、工場立地法に基づく必要な緑地面積、ここでは1,220平方メートルなんですけども、それ以上の1,284.71平方メートル確保することとなっております。

計画のほうにつきましては、すみません、専門じゃないんですけども、建屋内とかに施設を収納して、工場とかそういったものが海のほうから見えないようには設定してるのかなというふうに思っております。

それとあわせて、先ほど南海トラフ地震の揺れの御質問があったと思いますが、南海トラフのほうでは、最大震度では6弱になっております。また、上町台地の震度については6強になっております。

以上でございます。

【内田 会長】 まず、下村委員、いかがでしょう。

【下村 委員】 特に51条絡みの話というのは、南大阪も含めて、大阪府内でこういった案件がかなり増えてくるように予想されます。本件も

その一つとして、産廃施設ではあるんですが、ある一定の要件を満たしているということで、特に異存はございません。御回答、12%というのはちょっと少ないかなとは思いましたが、ある一定の緑地帯の確保もなされているということなので、特に反対することではないかなというふうに思いました。

以上でございます。

【内田 会長】 ありがとうございます。

本件に直接ということではないですけども、やはり中長期的に大阪湾に面している部分のことについて、それなりの配慮を考えていただきたいというような御意見と取らせていただきました。

想定震度の回答がありましたけれども、越山委員いかがでしょうか。

【越山 委員】 ありがとうございました。

津波を想定するときに、津波の高さだけでなく、震度をリスクとして考えて、特に防潮堤の高さの話がありました。防潮堤が被害出るかどうかというのが結構重要なところでして、そうすると6弱ならば大丈夫かなという想定の中で高さを設定し、プラス10センチでしたっけ、0.1メートル分増してるということで、ぎりぎりリスク対策はされてるというふうに見るのかなというふうに思いながら聞いてました。

以上です。

【内田 会長】 ありがとうございます。

上町台地のほうが、震度としてはシビアですけども、上町台地が震源の場合は津波の懸念はないということかと思います。

ほかの方、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

では、質疑、議論は尽くしたということで、採決に入りたいと思います。

議第493号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【内田 会長】 御異議がないようですので、原案どおり可決します。
ありがとうございました。

5 議第494号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について

【内田 会長】 では、本日の議案4件目でございます。

議第494号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について、幹事より説明をお願いいたします。

【幹事 石田建築指導担当課長】 和泉市都市デザイン部建築・開発指導室建築指導担当課長の石田と申します。よろしくお願いいたします。

議第494号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（和泉市）」について御説明いたします。

資料1、議案書の10ページから12ページ、資料2、議案書資料の10ページから12ページでございますが、前方のスクリーンで御説明させていただきます。

本日御審議いただきます案件は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、特定行政庁である和泉市が産業廃棄物処理施設の建築許可を行うに当たり、本審議会に付議するものでございます。

初めに、建築基準法51条の概要について御説明いたします。

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却所、その他政令で定める処理施設などを建築する場合には、周辺の環境に与える影響が大きいことから、原則として、その敷地の位置が都市計画において決定される必要が

あります。

しかしながら、同条のただし書の中で、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合には、建築は可能とされております。

産業廃棄物処理施設の設置に当たりましては、建築基準法51条ただし書許可と合わせて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を得る必要があります。同時に手続を進めているものです。

建築基準法第51条ただし書許可に当たっては、市のマスタープランなどの上位計画への適合状況や、搬出入経路の状況、用途地域などとの整合といった都市計画的見地から検討の上、御審議いただき、許可を行います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可に当たりましては、技術基準への適合、周辺地域への生活環境の保全及び周辺施設への配慮、事業者の能力といった基準に基づき審査が行われ、大阪府知事が許可を行います。

また、本件は大阪府環境影響評価条例第2条第2項に定める規模の焼却施設であり、同条例による環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの実施が必要な事業であることから、生活環境に加え、自然環境、歴史的・文化的環境などの項目の審査が行われ、大阪府知事が評価を行います。

次に、計画の概要について説明いたします。

本件の敷地の位置は、和泉市の中部地域の西側になります。内陸型工業団地である和泉市のテクノステージ和泉内にあり、申請敷地は、和泉市テクノステージ2丁目3番9、10、11及び12で、本市の都市計画マスタープランにおいて、市の産業全体の高度化と活性化を牽引する産業地区に位置づけられ、主として工業などの産業の集積を図る地域に位置します。

用途地域は工業専用地域に指定されています。周辺は市街化調整区域で

あり、近隣の住居系用途地域は、北東約2.2キロメートルに位置する第一種低層住居専用地域となります。また、テクノステージ地区には、地区計画が定められており、本施設は立地可能となっております。

敷地周辺は、青色で示す工場や物流倉庫などが立地しており、工業専用地域のため、病院や住宅などの立地はありません。

本件は、民間事業者において既に操業している廃プラスチックなどの産業廃棄物の焼却施設を建て替え更新する計画でございます。

現況の焼却施設の1日当たりの処理能力は95トンで、更新後はこの能力を220トンに増強する計画になります。

また、本計画は、焼却施設の更新に併せ、隣接地で操業する産業廃棄物の破碎施設と一体的な土地利用を図るものであり、破碎施設に関しては、処理能力、その他の許可に係る変更はございませんが、一団の敷地として破碎施設を含めた区域に対し許可を行おうとするものでございます。

なお、現況の焼却・破碎施設はともに51条ただし書許可を受けて設置された施設でございます。

現況の処理フローでございます。

焼却施設では、主に工場等の事業所から、破碎施設では、主に建築物の解体現場などから搬出される廃棄物が処理されております。破碎施設で中間処理された可燃系廃棄物は、現況の焼却施設で処理されるほか、別の中間処理施設へ搬出されます。

更新後は、焼却施設の処理能力を増強することにより、敷地内で可燃系廃棄物の焼却処分が完結するもので、中間処理施設への搬出は減少する計画でございます。

計画の概要でございます。左側が現況の土地利用になります。赤で示す敷地が焼却施設の敷地になります。また、グレーで示す敷地が破碎・積替

え保管施設となります。右側が計画図になります。現状の2施設を1敷地とするもので、オレンジ色で示す範囲が本件の申請敷地となります。撤去建物を青、増築建物を赤、既存のままである建物をグレーで示しております。

敷地西側の焼却炉を撤去の上、新たに焼却炉を増築する計画となります。新たな敷地は、東側と南側の2面で道路に接しています。敷地面積は3万555.89平方メートルでございます。

こちらの写真は敷地南東側から北方向を見た写真でございます。赤線で示す範囲が当該敷地となり、①、②が破碎施設、③、④が撤去される焼却施設となります。

なお、建て替え後の建物位置のイメージは赤破線で示したものとなります。

こちらは南側道路から西方向を見た写真となります。

前面道路の状況です。こちらは東側の道路です。幅員16メートルの市道で、図中の赤で囲っている部分が敷地となります。

同じく南側の道路でございます。幅員8メートルの市道で、本件施設への進入路として利用されている袋路地状の道路でございます。廃棄物の搬出による車両は、主に当該道路からの出入りとする計画でございます。

計画概要でございます。建築物は、赤色で示す建て替えを行う焼却施設棟のほか、破碎施設棟、事務所棟、資材置場棟、ストックヤード棟などがあり、焼却炉の設置位置は黄色で示す位置となります。青の矢印が搬出・退場路、オレンジの矢印が搬入路でございます。

作業時間は、破碎施設は6時から21時までの15時間、焼却施設は24時間となります。搬出入の時間は、両施設とも通常8時から18時までの14時間となっております。

産業廃棄物の搬出入は、全面道路である市道唐国久井線から南へ向かい、片側2車線、幅員22メートルの国道170号に接続するルートと、阪和自動車道和泉・岸和田インターチェンジに接続するルートとして、南回りで国道170号及び府道岸和田牛滝山貝塚線などを経由するルートと、前面道路である市道唐国久井線を北上するルートがあります。

現況施設の搬出入台数の実績値は、破砕施設は、搬入が210台、搬出が45台、焼却施設は、搬入が19台、搬出が2台、合計276台で、1時間当たり30台程度となっております。

更新後は、焼却施設への搬入が22台、搬出が2台増加する一方、敷地内での焼却処理を増やすことで、破砕施設から中間処理施設への搬出を15台減少させる計画であるため、合計では、現況に対して、1日当たり9台程度の増加となる見込みです。

続きまして、事業者から、建築基準法第51条の許可申請と並行して、大阪府環境影響評価条例に基づく手続及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく施設の設置許可申請がなされ、その中で、環境アセスメント及び生活環境影響調査が事業者より実施されておりますが、いずれも公示・縦覧などの手続を行うとともに、環境影響評価についての専門事項に関しては、大阪府環境影響評価審査委員会において審議され、調査・評価の結果が取りまとめられております。

環境アセスメントによる最終報告書である評価書は既に受理し、公示されておりますが、本計画は、環境面での評価を適切に受けたことを確認した上で、敷地の位置について、都市計画上支障がないと判断していることから、参考事項として評価の結果概要について御説明させていただきます。

環境アセスメントと生活環境影響調査の共通の調査項目は、大気や騒音などの生活環境、いわゆる公害に関する内容で、景観・地球環境などの項

目は、環境アセスメントでのみ評価する項目となっております。

共通の調査項目についてです。

表中の「○」が調査項目、「×」が除外した項目、「－」は評価対象外の項目です。具体的に対象となる項目は、煙突の排気ガス搬出による大気質・悪臭、施設の稼働による騒音・振動・悪臭、運搬車両の走行による大気質・騒音・振動でございます。

また、水環境については、プラント排水は炉内噴霧処理により焼却施設内で循環するクローズドシステムであり、施設外への排出がないため、施設排水による水質については調査の対象から除外されております。

調査地点でございます。

左側の図に示すピンクの星印が煙突排ガスによる大気質・悪臭の調査地点。青の星印が、車両走行による大気質・騒音・振動を調査した地点でございます。

右側、申請敷地境界では、水色で示す3か所で、施設稼働による騒音・振動を。緑色で示す4か所で、施設稼働による悪臭の測定・評価を行っております。

次に、各項目の調査・評価結果について御説明させていただきます。

煙突排ガスの排出による大気質・悪臭の調査結果は、ともに環境基準等を下回っております。また、バグフィルターを設置をはじめ、排ガス中の有害物質の低減のための措置を講じる計画となっており、環境保全について配慮しており、支障を及ぼさないものと評価されています。

施設の稼働に伴う騒音・振動・悪臭の調査結果についても、ともに基準値等を下回っております。また、騒音については、低騒音型設備の採用、振動については、基礎部などによる防振対策、悪臭については、ピット内の負圧化をはじめ、周辺への影響を低減する措置を講じる計画となっております。

り、環境保全について配慮しており、支障を及ぼさないものと評価されております。

次に、運搬車両の走行に伴う大気質・騒音・振動は、調査地点①の道路交通騒音が現況値が基準値を超過していましたが、本計画に伴う影響は軽微なもので、評価上の値は現況値と同じ値で変わりはありません。また、そのほかの調査地点で全て基準値等を下回っております。

事業実施に際しては、速度制限等の遵守の周知徹底や、混雑時のルート変更、時間変更等、運行管理を行う計画としており、環境保全について配慮しており、支障を及ぼさないものと評価されています。

環境アセスメントの手続では、現況値の超過を含めた騒音の評価結果に対して、大阪府環境影響評価審査会での検討結果において課題とされていないこと、大阪府知事からも意見がなされていないことを確認しています。

次に、補足として、調査地点①を含む路線の状況について御説明させていただきます。図の下側にある赤丸が申請敷地、白線が調査地点①を含む路線でございます。

当該路線は、申請地を含む工業団地の開発に併せて整備された都市計画道路で、広域幹線道路である国道170号及び府道泉州山手線に接続する市道となっております。

沿道のうち、緑で着色いたしました市街化区域は、用途地域や地区計画の制限により、一戸建ての住宅や共同住宅等の立地が制限されております。

また、沿道のうち市街化調整区域では、都市計画法の規定により、原則、建築物の立地が制限されています。

以上のように、当該路線の沿道は、住宅地等が形成されることがないよう都市計画の制限が設けられた区域となっております。

以上が環境アセスメントと生活環境影響調査との共通項目の結果でござ

います。

次に、環境アセスメントでのみ調査を実施した項目の概要となります。低周波音や自然環境など6項目について評価を実施しておりますが、いずれの項目も評価指針を満足すると評価されています。

大阪府環境影響評価条例に基づく手続として、事業者において説明会、事業計画書の縦覧及び公聴会を実施しております。説明会は令和5年12月に2回開催され、延べ18名の参加がありました。

令和5年11月29日から12月28日までの期間には、事業計画書の縦覧を行い、7名から意見書が提出されています。また、意見書の提出を受け、令和6年3月に公聴会が開催され、9名の公述人の参加がありました。

説明会や公聴会での主な意見について、処理能力の増加による大気質、交通量等の環境への影響。大気質に係る予測方法、事後調査、焼却方式などについて質問・意見がありましたが、意見を踏まえ、環境影響予測の追加実施、事後調査回数の見直し検討などの対応を事業者において行っております。

なお、説明会におけるこれらの意見等は、大阪府環境評価条例に基づく知事意見に勘案されております。

以上を整理しますと、特定行政庁といたしましては、申請敷地が立地する地区は、和泉市都市計画マスタープランにおいて、市の産業全体の高度化と活性化を牽引する産業地区と位置づけ、主として工業などの産業の集積を図る地域としていること。用途地域は工業専用地域に指定されていること。周辺についても、工業系土地利用が図られていること。住宅系の用途地域からは一定距離離れており、周辺に住宅は立地していないこと。生活環境影響調査・環境アセスメントの結果、周辺への影響は少ないことか

ら、立地に支障がないと判断しております。

議案の説明は以上となります。何とぞ御審議賜りますようお願いいたします。

【内田 会長】 御説明ありがとうございました。

では、今いただいた御説明に関して、委員の皆様から御質問、御意見いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

関戸委員、お願いします。

【関戸 委員】 御説明ありがとうございます。特に議案に対して異論がない旨を前提として1点だけ確認させていただきたいんですけれども、この現地なんです、和泉市のほぼ端っこというところでして、特定行政庁が和泉市であるわけですが、本市の都市計画マスタープランにおいても立地上問題ないということです。先ほどの一つ前の案件でいいますと、泉大津市さんの分で言いましても、ほぼ隣接に高石市ということなんですけれども、この手続上で法的な根拠としまして、こういった隣接、もしくは近接の自治体等に対する意見照会であるとか、同意といったものは必要があるのかないのか、その点だけ教えてもらえますか。

【内田 会長】 幹事、お願いします。

【幹事 石田建築指導担当課長】 隣接する岸和田市の意見調整等という御質問に対して、今回、敷地が全て和泉市内であり、特定行政庁が和泉市でございますので、建築基準法上は特段調整の必要はございません。ただ、近接して影響が生じる可能性もあることから、岸和田市には意見照会をしております。

結果として、環境面や地域住民からの意見聴取などの一般的な意見はございましたが、特段、計画の調整を要するような意見はありませんでした。

以上です。

【関戸 委員】 結構です。ありがとうございます。

【内田 会長】 では、ほかの方、いかがでございましょうか。

松島委員、お願いします。

【松島 委員】 御説明ありがとうございました。

最後の環境アセスのところでは交通量のお話が出てきまして、そこで、市道で現状で基準を超えているというお話があったかと思います。本件については、本件によるプラス分というのがほぼ無視できるぐらいの小さいものなので認めるというのが御提案だというふうな気がするんですが、その一方で、今後、類似のものが出てきたときに、それがちりも積もればじゃないですけど、重なっていくときにどう対応するのかというのが少し難しい問題かなと思ってまして、そういった意味で、むしろ沿線、沿道の交通量をこれから抑えていくというような、例えば、工夫がされてるか、もしくは取組をされているかというところと、今後、類似のようなものが出てきたときに、許可基準としては、やはり今回と同じような形で1件ずつ判断するものなのですかというところ、2点教えていただけますでしょうか。

【内田 会長】 幹事、お願いいたします。

【幹事 石田建築指導担当課長】 まず、1点目の沿道の交通量を抑えていくというところでございますが、交通量自体を調整するような具体的な検討というのは現在行われておりませんが、沿道地域につきましては、都市計画の制限によって住宅等が立地しないと、環境的に保全する建物が立地しないように考えているところでございます。この委員の御指摘も踏まえて考えていきたいと思っております。

2点目の、今後、類似の施設がという点についてでございますが、本計画につきましては、工業専用地域内で既存施設の更新計画であると。また、環境アセスメントにおいても騒音について支障を及ぼさないと評価されて

いると。搬出入経路、沿道は、繰り返しになりますが、原則、住宅等の立地が制限されておるというところから、既存施設同様に、都市計画上支障がないと判断した経過がございます。

本計画の搬出入道路以外の道路沿道に立地する計画の場合につきましては、用途地域や周辺の土地利用に加えて、御指摘の騒音超過など、搬出入経路の状況も含めて慎重に判断する必要があると考えてございます。

なお、幹線道路でございます国道、府道以外の道路におきましては、その判断は特に慎重に行うべきであるというふうに考えてございます。

以上です。

【内田 会長】 松島委員、いかがでしょう。

【松島 委員】 おっしゃるように、運用としては、恐らくこの地域に住宅はないということなんですけども、その一方で、そうすると何らかのやはり運用の基準とかルールとかというのは必要なのかなと思いますので、今後に向けての交通量ですとか騒音を防ぐ取組と併せて、少し御検討いただければというふうに思います。

以上でございます。

【内田 会長】 先ほども環境アセスの内容とか詳細に御紹介いただいておりますので、そちらともまた連携してという話になろうかと思えます。

ほかの方、いかがでございましょうか。

個人的なあれで言うと、私、ここのアセスの方法書の段階でしたけれども、現地の状況をよく存じ上げてますけれども、やはり必要性は理解できるし、工業団地なので、騒音がちょっと大きくなるのはある意味やむを得ないところもあろうかなと思うんですが、事後調査をちゃんとやっていきますよねという方向になってるという、そちらがポイントだと思います。

アセスの結果を踏まえて事業者側の対応ということなので、幹事さんがお答えいただけるかどうかなんですが、事後調査とかはどういった仕組みになったんでしょうか。

【幹事 中島環境管理室長】 環境アセスメントを担当しております環境管理室長の中島でございます。

アセスの事後調査についてでございますけれども、事業者において事後調査を実施することとして、その内容が準備書及び評価書に記載がございます。今回、評価対象としました項目の大部分について、事後においても調査をしていく計画となっておりますので、私どもとしましても、その状況の報告を受け、適切な対応をしてまいりたいと思っております。

【内田 会長】 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでございましょうか。御質問、御意見ございませんでしょうか。

では、もう御質問等出尽くしたと思われますので、採決に入りたいと思います。

議第494号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【内田 会長】 ありがとうございます。

御異議がないということですので、原案どおり可決します。

以上で、審議案件は終わりまして、次に、報告案件が1件ございます。

6 報告案件「都市計画区域マスタープランの改定」について

【内田 会長】 都市計画区域マスタープランの改定についてというこ

とで、幹事より説明をお願いいたします。

【幹事 木村計画調整課長】 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の改定」について御報告させていただきます。

資料の3でございます。前方のスクリーンで説明させていただきますので、併せて御覧ください。

本件につきましては、本年夏の大阪府都市計画審議会にて付議を予定している案件でございますが、それに先立ち、御説明させていただきます。

都市計画法第6条の2第1項において、「都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする」とされており、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を都市計画区域マスタープランと呼んでいます。

都市計画区域マスタープランは、上位計画である「第五次大阪府国土利用計画」などを踏まえ、都市計画の基本的な方針などを定めるものです。

大阪府や市町村が定める個別の都市計画や、市町村が都市計画の指針として定める都市計画に関する基本的方針、いわゆる市町村の都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即することとされており、都市計画区域マスタープランは、都市計画を定める上で極めて重要な計画となります。

都市計画区域マスタープランは、計画期間を10年としており、令和2年に改定した現行の都市計画区域マスタープランは、目標年次を令和12年としています。その中で定められている区域区分の決定に関する方針については、5年ごとに改定することとしており、目標年次を令和7年としています。このため、区域区分の決定に関する方針について、目標年次を令和12年とする改定を行います。

大阪府には、四つの都市計画区域がございます。北部大阪・東部大阪・

南部大阪の三つの都市計画区域については、区域区分の変更があるため、今回、改定を行います。また、大阪都市計画区域については、区域区分の変更がないことから改定はいたしません。

都市計画区域マスタープランの構成は、都市計画区域マスタープランの概要、都市づくりの目標、区域区分の決定に関する方針、主要な都市計画の決定の方針、都市づくりの推進に向けての五つの章で構成されています。

主な改定内容としましては、区域区分の決定に関する方針について、第9回基本方針の内容を反映し、区域における人口、世帯数及び産業の見通しと、市街化の現況及び動向から、目標年次における市街化区域の規模を見直すとともに、保留区域の設定を見直します。そのほか基礎データの時点更新を行うとともに、関連計画などとの整合を確認し、必要に応じた修正を行います。

都市計画の案の作成に当たり、令和6年12月9日から2週間、公述人の募集を行いましたが、公述の申出はございませんでした。

今後のスケジュールは、都市計画法第17条に定められている都市計画区域マスタープランの案の縦覧及び市町村への意見照会を経て、本年の夏に開催予定の大阪府都市計画審議会へ付議し、御承認いただければ、国との協議を経て、10月頃に都市計画決定を行う予定です。

説明は以上でございます。

【内田 会長】 御説明ありがとうございました。

報告案件ということでございますけれども、御質問、御意見があればいただきたいと思います。委員の皆さん、いかがでございましょうか。

中間時点での区域区分の変更、データ等の時点更新というような内容で、粛々と進みつつあるという御報告でありましたけれども、いかがでしょうか。現時点ではよろしいですかね。

それでは、特段、御意見、御質問はないということで、報告案件については以上にさせていただきたいと思います。

これをもちまして、本日の全ての議案は終了いたしました。

本日、御審議いただいた案件につきましては、直ちに事務局において必要な手続をお願いします。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたる御審議並びに円滑な議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

7 閉 会

【司会】 内田会長、議事進行ありがとうございました。

本日御審議いただきました内容を踏まえ、必要な手続を進めてまいります。

以上をもちまして、令和6年度第2回大阪府都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

本日御出席いただきました委員並びに幹事の皆様、誠にありがとうございました。

（午前 11 時 50 分 閉会）